

令和7年9月24日（水）13時30分～

交通政策審議会海事分科会船員部会

第1回漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会

【成瀬労働環境対策室長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の成瀬でございます。専門部会長が選任されるまでの間、議事を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本専門部会の設置経緯につきましてご報告いたします。本専門部会は、資料1、通し番号4ページのとおり、本年7月17日付諮問第482号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ、いか釣り）最低賃金）の改正について」により、漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の改正に関する諮問を受けて、当該事項の調査・審議を行うために設置されました。

これに伴い、船員部会運営規則第12条第5項の規定に基づき、船員部会長より本専門部会の委員6名の指名がございました。本専門部会の委員につきましては、資料の通し番号2ページの委員名簿をご覧ください。

それでは、本日のご出席の委員の方々をご紹介します。公益を代表する委員としまして、小西委員です。

【小西委員】 小西です。よろしくお願いいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 野川委員です。

【野川委員】 野川でございます。よろしくお願いいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 関係船員を代表する委員として、釜石委員です。

【釜石委員】 釜石です。よろしくお願いいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 漢那委員です。

【漢那委員】 漢那です。よろしくお願いいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 関係使用者を代表する委員として、小栗委員です。

【小栗委員】 小栗でございます。よろしくお願いいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 納富委員です。

【納富委員】 納富です。よろしくお願いします。

【成瀬労働環境対策室長】 続きまして、水産庁及び事務局の船員政策課からの出席者をご紹介します。

水産庁国際課かつお・まぐろ漁業室の鈴木室長です。

【鈴木水産庁国際課かつお・まぐろ漁業室長】 鈴木です。よろしくお願いします。

【成瀬労働環境対策室長】 後藤船員政策課長です。

【後藤船員政策課長】 後藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 船員政策課の尾崎課長補佐です。

【尾崎船員政策課長補佐】 尾崎でございます。よろしくお願いします。

【成瀬労働環境対策室長】 岩下労働環境技術活用推進官です。

【岩下労働環境技術活用推進官】 岩下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 本日の出席者につきましては、以上でございます。なお、後藤船員政策課長ですが、会議の中ほどで次の会議のため退出させていただきます。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員 6 名中 6 名のご出席となりますので、船員部会運営規則第 13 条において準用する同規則第 10 条第 1 項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。資料は 28 ページ物の各ページの右下に通し番号を振っております。ご確認をお願いいたします。不足等ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、まず、議題 1 「専門部会長の選任について」ですが、船員部会運営規則第 12 条第 6 項によりまして、本専門部会に属する交通政策審議会委員及び公益を代表する臨時委員のうちから選任することとされております。いかが取り計らいましょうか。釜石委員、お願いします。

【釜石委員】 本分野に見識の明るい野川委員にお願いできればと存じます。以上でございます。

【成瀬労働環境対策室長】 ありがとうございます。ただいま野川委員を専門部会長にとのこと推薦がございましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【成瀬労働環境対策室長】 ありがとうございます。それでは、野川委員に専門部会長
のお願いをすることといたしまして、今後の議事の進行につきましては、専門部会長にお
願いしたいと存じます。

野川専門部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【野川部会長】 ただいま専門部会長に選任されました野川でございます。皆様のご協
力を得まして、審議が円滑に進みますよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願
いいたします。

それでは、早速議事を進めてまいります。議題2「漁業（かつお・まぐろ）最低賃金を
取り巻く状況について」でございますが、初めに諮問の趣旨について、事務局よりご説明
をお願いいたします。

【後藤船員政策課長】 事務局より、諮問の趣旨につきましてご説明申し上げます。

本年度につきましては、詳しくは後ほどご説明いたしますけれども、春闘における組織
船員の賃金水準、消費者物価指数の動向なども勘案いたしまして、諮問を行うことといた
しました。

このため、本専門部会におきまして、ご審議いただき、その後、船員部会に審議結果を
ご報告いただきますようお願い申し上げます。

【野川部会長】 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問等
ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移りたいと存じます。関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する官報
公示の結果につきまして、事務局よりご報告をお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ご報告申し上げます。関係船員及び関係使用者の意
見聴取につきましては、最低賃金法第37条第3項において準用する同法第25条第5項
の規定に基づきまして、本年8月18日付の官報に公示し、意見の提出を求めましたところ、
9月1日の期限までに意見の提出はございませんでしたので、ご報告申し上げます。

【野川部会長】 ありがとうございました。続きまして、資料3「かつお・まぐろ漁業
の概要」につきまして、水産庁からご説明をお願いいたします。

【鈴木水産庁国際課かつお・まぐろ漁業室長】 水産庁国際課かつお・まぐろ漁業室長
の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

資料3の「かつお・まぐろ漁業の概要」をご説明いたします。7ページをご覧ください。

本日の議事に関係します、まぐろはえ縄漁業及びかつお釣り漁業の概要についてご説明

いたします。

まず、一番上の囲みでございますが、こちらには、まぐろはえ縄、遠洋まぐろはえ縄と近海まぐろはえ縄がございまして、遠洋まぐろはえ縄は、漁場は全世界で、刺身用のメバチ、キハダ、クロマグロ、ミナミマグロを漁獲し船内で凍結します。船の大きさは400トン級、現在の許認可数は159隻でございます。

近海まぐろはえ縄は、漁場は日本周辺の中西部太平洋で、こちらにも刺身用のメバチ、キハダ、クロマグロを漁獲し、生鮮の状態で陸揚げいたします。船の大きさは19トンが主体で、現在の許認可数は218隻でございます。

次に、真ん中の囲み、これはかつお釣り漁業となります。こちらにも遠洋と近海の2つがございまして、どちらも太平洋が主体で、主に刺身用のカツオやビンナガを漁獲しております。遠洋船は船内で凍結し、船の大きさは499トンが主体、現在の許認可数は39隻になります。

近海かつお釣り船は、生鮮のまま陸揚げし、船の大きさは119トンが主体で、許認可数は28隻となります。

一番下の海外まき網は今回の議事の対象でないため、説明は割愛いたします。

8ページをご覧ください。こちらは、我が国の特に刺身まぐろ類の需給の動向でございます。

我が国は刺身用まぐろの最大の消費国、市場国でございまして、日本漁船が漁獲したまぐろ類はほぼ日本市場に向けられます。左側のグラフが主に刺身商材となるまぐろ類の日本国内での漁業と養殖の生産量の推移となります。主に刺身用となります4種類のまぐろ類の生産量が、2007年から2023年の16年間で約6万トン減少しております。

また、右側のグラフは同様に刺身商材となります、まぐろ類の我が国の輸入量になります。こちらは、いわゆる高級なまぐろでありますクロマグロやミナミマグロの輸入量は最近増加傾向にあります。他方、刺身用まぐろを全体で見ますと、この16年間で約7万トン近くが減少しており、国内生産及び輸入量合わせて約13万トンの供給が減っているところでございます。日本における刺身まぐろのマーケットの規模が縮小している状況でございます。

我が国のまぐろはえ縄漁業やかつお釣り漁業は、刺身用の天然のまぐろやかつおを供給しておりまして、日本市場の縮小、養殖マグロの増加、生鮮サーモンとの競合など、まぐろ類をめぐる市場環境は依然として厳しいものと考えております。

次に、9 ページをお願いします。こちらは各漁業の漁獲量の推移でございます。4 つの漁業とも、長期的にはおおむね全体の漁獲量は減少傾向、1 隻当たりの漁獲量は横ばい、または減少傾向でございます。

この中で右下のグラフ、近海のかつお釣りのグラフにつきましては、2023 年の 1 隻当たりの漁獲量は少し大きく跳ね上がっておりますけれども、これは、全体の漁獲量は棒グラフになっていまして、これが 2022 年から 2023 年にかけて増加していることに加えまして、2023 年の許可隻数、船の数が 2022 年よりも 7 隻減少しておりまして、それによって、2023 年の漁獲量全体は 2021 年並みではあったのですが、1 隻当たりの平均漁獲量が大きくなっているところでございます。

10 ページをご覧ください。次に、遠洋まぐろはえ縄漁業の経営状況でございます。

左側の棒グラフが漁船 1 隻当たりの平均の漁労売上原価になります。棒グラフのうち、左側が 2022 年、右側が 2023 年のグラフになります。近年の物価高騰や円安の影響によりまして、2022 年から 2023 年にかけて、いずれの項目も増加しておりまして、2023 年において、全体の 3 割を労務費、2 割を燃油費が占めている状況です。2023 年の 1 月にマルシップ船員の賃金水準を引き上げておりまして、労務費負担においても増加している状況でございます。

なお、あくまでも平均値ではございますが、このグラフの注 2 に記載しておりますとおり、燃油費は水産庁の漁業経営セーフティーネット構築事業による燃油価格高騰対策による支援後の値となっております。

一方で、この売上げに関係してきます魚価についてですが、右側の上段の折れ線グラフのとおり、長期的な刺身まぐろ需要の減少などもございまして、魚価はおおむね低水準で推移している状況でございます。漁労原価の上昇に見合った水揚げ高の確保と燃油コスト等の経費抑制が課題となっている状況でございます。

次に、11 ページをご覧ください。近海まぐろはえ縄漁業及びかつお釣り漁業の経営状況でございます。

左側の円グラフをご覧ください。近海まぐろはえ縄漁業、遠洋・近海かつお釣り漁業、いずれにおいても、労務費と燃油費が漁業売上原価のおおむね半分程度、多いものだと 6 割、少ないもので 4 割を占めております。

遠洋まぐろはえ縄と同様、燃油費の負担が大きく、直近では燃油価格高騰の影響を受けているほか、遠洋かつお釣りではマルシップの船員の賃金の引上げなど、労務費負担につ

いても増加している状況でございます。

右側のグラフをご覧ください。魚価については、青色のラインの生鮮のクロマグロと、もう一つ下のグラフの青色の生鮮のカツオは、最近、増加傾向にございます。ただ、クロマグロは厳しい漁獲管理、漁獲量の管理が実施されているため、実際に漁獲される水揚げ量は、近海まぐろはえ縄漁業の全体の水揚げ量の数%程度でございます。

これらの漁業につきましても、漁業売上原価の上昇に見合った安定的な漁獲量、水揚げ収入の確保と燃油コスト等の経費抑制が課題となっているところでございます。

以上、簡単でございますが、私からの説明とさせていただきます。

【野川部会長】 ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

【釜石委員】 よろしいですか。

【野川部会長】 釜石委員、お願いします。

【釜石委員】 ありがとうございます。水産庁も説明ありがとうございました。

今日ここにご出席の皆様と認識の共有を図っておきたいのは、先ほど水産庁から説明があったように、この産業は燃料油の補助が国からあります。それから、ここに掲載はありませんけれども、漁業に関する所得補償もあります。そういう産業の中で経営状況をご説明いただいたという認識でおりますので、ここで私のほうからお話をさせていただいたということでございます。以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかにご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移りたいと存じます。その他の資料につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ご説明申し上げます。資料4、通しページ12ページをご覧ください。こちらは、漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の適用を受ける最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数の令和7年4月1日現在のデータでございまして、地方運輸局ごとにまとめたものとなっております。

一番下の「計」をご覧ください。事業者数は258事業者、船舶数は391隻、船員数は2,081人、さらに船員数の内数としまして、一番右の組織船員数ですが、1,933人となっております。対前年との差は、一番下に示しているとおりとなっております。

次に、資料5、通し番号、通しページ13ページをご覧ください。こちらは、漁業（かつお・まぐろ）船員賃金実態調査のデータでございます。本調査は、遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業の漁船に乗り組む船員のうち、1人歩または1人歩以上で最も1人歩に近い乗組員に対して、令和6年1月から12月までの1年間の乗船中における月額給与を調査集計したものでございます。

実態調査の集計方法ですが、一番下に記載のありますとおり、最低賃金適用対象船舶について、組織船については、適用対象船舶数の50%を目標とする抽出調査、未組織船については、悉皆調査により実施したものとなっております。

集計結果について補足説明をさせていただきますと、遠洋のかつお・まぐろ、近海のかつお・まぐろの4業種に分けて、組織、未組織別にそれぞれ賃金の支払い形態を固定プラス歩合、固定のみ、全歩合のみと分けて集計をしております。

4業種のそれぞれについて、さらに補足しますと、遠洋のカツオは全て組織船でございまして、給与の支払い形態は、全歩合が多い状況となっております。

遠洋まぐろも全て組織船でございまして、給与の支払い形態は、固定プラス歩合が大半を占める状況となっております。

近海のかつおも全て組織船でございまして、給与の支払い形態は全歩合が大半を占める状況となっております。

近海まぐろにつきましては、一部、未組織船が存在しますが、給与の支払い形態では、固定プラス歩合、固定、全歩合とそれぞれに分布しているという状況でございます。

続きまして、次の14ページをご覧ください。こちらの14ページ以降ですが、4業種それぞれの報酬額のデータとなっております。報酬額の高い順から並べております。

初めに、14ページが遠洋かつお漁業の1人歩の乗組員の月額報酬額となります。報酬額はご覧のとおりとなっております。

続きまして、次の15ページをご覧ください。こちらは遠洋まぐろ漁業の月額報酬額となります。左のナンバーで25番、26番でございますが、こちらは歩合給の精算がまだ済んでいないという状況でございまして、その結果、計の報酬額が低い報酬額となっておりますが、令和6年の時点では、かつお・まぐろ漁業の最低賃金額は20万3,300円でございますので、歩合給の精算前であっても、この報酬額は最低賃金額と同額が支給されているという状況となっております。

次に、16ページをご覧ください。こちらは近海かつお漁業の月額報酬額となります。

報酬額は、ご覧のとおりですが、一番下のナンバー 22 番ですが、事業者の確認は取れていないのですが、こちら歩合給の精算が済んでいないものと考えておりまして、精算前であっても令和 6 年時点での最賃額と同額は支給されているという状況でございます。

次に、17 ページですが、こちらは近海まぐろ漁業の月額報酬額でございます。

ちょっと件数が多いのですが、次の 18 ページをご覧ください。ナンバー 52 番以降について補足させていただきますと、52 番は令和 6 年時点での最賃額 20 万 3,300 円と同額となっている状況です。

次に、53 番ですが、こちらは事業者への確認は取れていないのですが、本事業者は、固定給プラス歩合給が支給される事業者でございますので、歩合給の精算前の給与額であると考えております。

最後に、54 番ですが、こちらは歩合給の精算前の金額であると事業者から報告を受けているという状況ございまして、よって、53 番、54 番につきましては、歩合給が精算されますと、最低賃金額を上回ってくると考えているところでございます。

次に、資料 6、通し番号 19 ページをご覧ください。こちらは、漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金の改正状況でございます。これまでの改正の経緯について記載したものとなっております。

表の右側、備考欄に「漁業（遠洋まぐろ）」と一番上にございますが、こちらは昭和 56 年に最賃額が設定されておりまして、平成 13 年から平成 26 年までは表のとおり改正がなされておりまして。平成 25 年は 6,300 円アップとなっておりますが、こちらは航海日当の見直しが行われ、そのアップ分がこの年の改定額に反映された結果となっております。

また、この表に記載はございませんが、平成 27 年には、これまで漁業（遠洋まぐろ）のみに適用されていたものをかつお・まぐろ漁業全体に拡大することの答申がなされまして、同年に漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会を設置、そこから数年かけて表にございます、令和 4 年度に漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金額が 19 万 9,300 円と改めて決定されたところでございます。

昨年の令和 6 年度では、1 万円アップの改正がなされまして、現在の最低賃金額は 21 万 3,300 円となっているところでございまして、令和 7 年 3 月よりこの効力が発生しているという状況でございます。

次に、資料 7、通し番号 20 ページ以降ですが、こちらは最低賃金の改正に係る参考資

料となっております。

次の21ページをご覧ください。こちらは漁業最低賃金決定状況でございまして、各地方運輸局長が決定する現在の最低賃金額を記載してございます。

最も高いところでいきますと、左側、漁業（沖合底びき網）では、神戸の22万5,600円、右側の漁業（大中型まき網）では、中部の22万6,000円となっております。

次に、22ページをご覧ください。こちらは、費目別、世帯人員別標準生計費でございまして、令和7年4月現在の費目別に、世帯人員単位での標準的に係る生計費を比較した資料となっております。

「食料費」のところをご覧くださいますと、全ての世帯人員で支出が増えているという状況でございまして、結果、対前年で総じて支出が増えているというような状況となっております。

次に、23ページをご覧ください。こちらは消費者物価指数、10大費目を比較した資料でございまして、一番左の列に「2年100」とありますとおり、令和2年の物価指数を100といたしまして、各年ごとの推移、月別の推移を示した資料となっております。

左から2列目にあります「総合」で見えてまいりますと、令和3年には100を下回りますが、令和4年から上昇を示しまして、令和6年では108.5、対前年比で2.7ポイント上昇となっております。下半分の月別指数を見ますと、令和6年1月以降、100を超える数値で推移している状況でございます。

次に、24ページをご覧ください。こちらは、陸上労働者の最低賃金に関する決定方式や適用労働者数を示した資料でございます。最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類がございます。

表の1「決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数」の「決定方式」欄（1）にあります「地域別最低賃金」ですが、決定件数で47とございますが、これは各都道府県で決定していることを示してございます。この地域別最低賃金については、船員法の適用のある船員には適用はございません。船員の最低賃金は特定最低賃金に該当しますが、その下の（2）にございます「産業別最低賃金」というものが特定最低賃金という区分に該当します。こちらの表は、船員を除いた陸上労働者に限ったものとなりますが、決定件数で224件、適用労働者数で295万6,900人となっております。

次の25ページをご覧ください。こちらは、地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額を

示した資料でございます。

令和6年度の地域別最低賃金の加重平均額、一番上右から2列目にありますとおり、1,055円と対前年度上昇率では5.08%の上昇となっております。その下の段の産業別最低賃金の全国加重平均は、合計欄にありますとおり、1,006円でございます、対前年度上昇率では3.71%の上昇となっております。

次に、26ページをご覧ください。こちらは、地域別最低賃金額改定の目安の推移を示した資料でございます。

陸上労働者の最低賃金は、厚生労働省に設置されている中央最低賃金審議会で賃金改定の目安をお示しした後、各都道府県の最低賃金審議会で賃金額を決定するという仕組みになっております。

本年の賃金改定の目安ですが、先月8月4日に答申が取りまとめられ、本年の各都道府県の引上げ額の目安については、一番下にありますとおり、Aランク、Bランクは63円、Cランクは64円とする答申が示されております。

A、B、Cランクについては、次の27ページをご覧ください。こちらは地域別最低賃金額一覧でございます。

右から2列目の令和6年度最低賃金額で見てまいりますと、最も高いところはA欄の東京で1,163円、最も低い最低賃金額はC欄の秋田県で951円となっております。

なお、今年度の各都道府県の最低賃金の審議状況ですが、9月5日の厚生労働省の報道発表によりますと、全ての都道府県の最低賃金審議会で答申がなされておまして、全国加重平均額は66円の引上げ、平均額で1,121円となる予定とのことでございますので、併せてご報告いたします。

最後に28ページをご覧ください。こちらは給与勧告の実施状況等ございまして、人事院勧告の状況を示しております。一番下の令和7年度ですが、ベア率3.62%となっている状況でございます。資料の説明は以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

釜石委員、お願いします。

【釜石委員】 ありがとうございます。ちょっと事務局に1点だけ確認をさせていただきたいと思います。毎回この論議をさせていただいていますが、この14ページから18ページまで資料を作っていただいた漁業の月額報酬額、これは記載だけ見ると最低

賃金に抵触しているのではないかと思われるような表記がございますけれども、ここに書いてある記載は、全て法律に準拠した、法律を上回った内容の会社もしくは船を調査した結果であるということですのでよろしいでしょうか。質問1点でございます。

【野川部会長】 お願いします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 事務局でございます。ご質問ありましたとおり、船員法適用対象船舶を対象に調査をしたものでございまして、結果としまして、令和6年の最低賃金額20万3,300円を下回っている事業者が、先ほどご説明申し上げたとおり2事業者おりました。

1つについては、事業者のほうから、まだ歩合給の精算前だということで、精算が済めば、20万3,300円を超えると確認を取っております。さらに、もう1事業者、こちらは何度か事業者に連絡を取ろうとしたのですが、残念ながら連絡が取れていない状況でございますが、固定プラス歩合給ということでございまして、現在、固定給のみがここに記載されていることから、歩合給の精算が済めば最低賃金額は超えてくるということを考えておりまして、全て法律には抵触しないというようなことを当方では考えているところでございます。以上です。

【野川部会長】 釜石委員。

【釜石委員】 ありがとうございます。資料2にあるとおり、最低賃金のこの告示内容というのを、齟齬がないように、最低賃金の趣旨を適用となる漁業者がご存じないというのが一番我々船員とすれば不安なところです。最低賃金は我々のセーフティーネットでありますので、そこに正しい認識を使用者側に持っていただかなければ、ここでの議論が何の役にも立たないということになりかねませんので、その点だけは事務局にお願いしておきたいと思います。以上でございます。

【野川部会長】 では、事務局、よろしくお願いいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 今のご指摘、重々承知しておりまして、毎年この調査をするに当たっては、各事業者に疑問点があれば、当然質問をしますし、今言ったように連絡を取ろうとして残念ながら取れなかったところがございます。そういうところは、引き続き事業者には必ず最賃を守っていただくというのは大前提で、指導をしておりますので、よろしくお願いいたします。

【野川部会長】 よろしく願いいたします。ほかにいかがでしょうか。納富委員。

【納富委員】 資料の説明をありがとうございます。確認なのですが、13ペ

ージの資料の5、漁業船員賃金実態調査の表の解釈の方法ですが、一番下に備考欄とありますが、50%を目標とした抽出調査をしていただいていると、そういった結果がこの上の表だと思います。

こういう理解でいいかどうか事務局に確認したいのですが、例えば、近海まぐろは組織と未組織の合計で94隻という理解でいいですね。冒頭の水産庁の鈴木室長が説明いただいた、7ページに「まぐろはえ縄漁業とは」という一番上の表があって、近海船の隻数は218隻という説明があったのですが、218隻、直接リンクしているかどうかは分かりませんが、210隻程度のうちの50%を目安として94隻を調査したと、そういった理解でよろしいのでしょうか。

【野川部会長】 事務局、お願いします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 こちら、水産庁さんのデータと完全に一致してはいないのですが、調査時点において、例えば係船中とか既に動いていない船というのも実態としてございます。動いている船に関しまして、うちのほうは調査をしまして、出てきたものを集計しているというような状況でございます。200隻ぐらいの船に対して94ですから、大体合っているのかなという状況でございます。

【納富委員】 ありがとうございます。

【野川部会長】 よろしいでしょうか。それでは、ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に議題3「漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の改正について」の検討に入りたいと存じます。

今まで縷々ご説明をいただきましたが、これまでのご説明を踏まえまして、本年度、令和7年度の最低賃金の改正について、この場で率直にご意見を伺いたいと存じます。どなたからでも、よろしくお願いいたします。釜石委員。

【釜石委員】 ありがとうございます。このかつお・まぐろ漁業の業界は、他の産業に漏れずに、後継者確保育成対策に取り組んでいます。具体的に申し上げますと、平成28年から漁船乗組員確保養成プロジェクトというのを官学労使で立ち上げて、現在も取り組んでいるところです。

どういう取組をしているかというと、漁業就業フェアといって、大阪、福岡、東京の3都市でフェアを立ち上げて、そこで漁業の魅力を伝える活動を行う。それから全国の水産高校でガイダンスを行って、漁業の魅力を伝えるような活動を行っています。

その中で、どの漁業者、関係者からも言葉として出るのは、やはり賃金は若手を迎える上で一つの効果的なツールであると。ここがあまりに低いと見向きもしないよという話は合致しているところでございます。

先ほど事務局からも説明がありましたとおり、陸上の最低賃金、こちら加重平均で令和6年度と比べますと66円上がっているわけです。これは大体パーセンテージにしますと約6.25%。そうしますと、これよりも低い引上げ額というのは考えられないと思います。陸上よりも海上のほうが魅力があるのだと発信していくためには、少なくとも6.25%よりは下回るような数値は、改定額としてはふさわしくないというふうを考えているところです。

また、遠洋まぐろはえ縄漁船、遠洋かつお一本釣り漁船、近海まぐろはえ縄漁船と近海かつお一本釣り漁船で、計300隻に対して独自で調査を行いました。そうしますと、月例賃金で25万を下回っている支給はないということが分かっております。そうしますと、どのぐらいの改定額がふさわしいかは、皆さん、考えることはたやすいと思います。

また、地方の最低賃金の改定額の状況も事務局から報告がありました。今、一番地方で金額が高いところは中部の大中型まき網、ここが22万6,000円という数値です。これも現行のかつお・まぐろ最低賃金よりも1万円以上格差がある状況にあります。

私、この最賃部会の場所で縷々申し上げておりますけれども、中央最低賃金というのは、もともと地方最低賃金の指標になってきた過去の歴史がございます。そこにまだ追いついていない状況に今あるということです。したがって、この地方最低賃金を少なくとも上回らなければいけない。それから、陸上の最低賃金も加味した大幅な金額の引上げが必要だと船員側としては考えます。以上でございます。

【野川部会長】 船員側からのご意見でしたが、いかがでしょうか。納富委員、どうぞ。

【納富委員】 近かつ協の納富でございます。最近の世の中の流れを見ますと、陸上産業の賃金、最低賃金のアップの様々なニュースが見受けられておりまして、それに対しまして、最賃引上げを是とする経営者もいらっしゃる、これ以上賃金の上昇はできないと嘆く経営者もいると、そういった報道も聞いてございます。

漁業界においても同様でありまして、一定の値上げは仕方ないとする漁業者もいらっしゃる、これ以上の賃金上昇は経営に大きな影響を与えると、そういった受け取りをしている漁業者もおります。

これまでの部会でもお伝えしておりますけれども、近海かつお・まぐろ漁業者の中には、

現在でも、経営規模の異なる業種を一つに扱うのはいかなものかと、そういった意見を持っている経営者もごさいます。そういった経営者に対しましては、私のほうから、過去の近海かつお・まぐろ漁業が最賃に入った経緯等を説明しながら理解を得るようにしているところでごさいます。

他方、新規の乗組員を受け入れるためには、ある程度の賃金を提示しなければいけないということも理解しております。最近の世の中の流れは理解しておりまして、就業を希望する方も少しでも高い賃金の職場へ就業したいと、そういった考えも理解しております。

その結果、賃金の低い産業には就業者がなかなかいない、少なくなると、そういった意見もありますけれども、現時点において、我々はそうした現実を受け止めざるを得ないとそういった状況に置かれている漁業者もたくさんおります。

近海かつお・まぐろ漁業者の中には、資材、また、燃料等の値上がりで漁業経営が厳しい状況にあると。また、海洋の変化等で現在の漁業経営が今後とも維持できるかどうかは不透明であるので、賃金は現状維持としてほしいということ。また、基準が遠洋船かもしれないけれども、近海船のことも考慮していただきたいということ。さらに、賃金を毎年引き上げると、不漁時に経営が圧迫されると。既に現時点で経営が圧迫しており、これ以上賃金の引上げが続くと廃業に追い込まれる危険があること。日本人船員の賃金アップは技能実習生の賃金改定と連動しており、経営に大きな影響を及ぼすこと。業者は経営アップ分を魚価になかなか反映できないこと。こうした極めて厳しい意見が寄せられております。

したがいまして、近海かつお・まぐろ漁業者の理解を得るためには、本年は賃上げをせず、現行の最賃額をもう1年適用することを提案するところでごさいます。以上であります。

【野川部会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。漢那委員、お願いします。

【漢那委員】 一言、発言させていただきたいと思います。陸上諸産業でも、今現在、労働力不足となっている中で、やはり厳しい環境で働くかつお・まぐろの船員さん、これ、漁船漁業で働く船員さんというのは、いろいろな漁業の中でも人材確保競争が今避けられない状況にあります。

かつお・まぐろについても、先ほど水産庁からの説明もありましたとおり、1年から1年半乗船するという形になっている環境の中で、やはり人材を集めるためには、優秀な人材を集めるためには最低賃金の大幅な引上げが必要ではないかというふう考えており

ます。

そういうことをやることによって、かつお・まぐろの発展につながっていくというのは間違いないと考えておりますので、ぜひとも昨年以上のアップをお願いしたいというふうに考えております。以上です。

【野川部会長】 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

それでは、そろそろ双方の意見について歩み寄りを進めてまいりたいと存じますので、この場を一旦クローズして、労使委員だけで膝詰めのお話をさせていただきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【野川部会長】 それでしたら、あまり時間を取れませんので、20分程度でぜひお願いをいたします。

それでは、部屋を用意してございますので、そちらにお移りください。

（一時、専門部会を中断）

【野川部会長】 では、話合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですのご報告をお願いいたします。釜石委員、お願いします。

【釜石委員】 お時間を頂戴いたしまして、ありがとうございました。労使双方で膝を突き合わせてお話し合いをした結果、増額をしなければならない引上げの必要性については合致いたしました。引上げの水準まで合意を見いだすに至りませんでした。

したがって、次回の最低賃金専門部会までに、労使双方持ち帰って検討して、協議を引き続きさせていただきたいというふうに存じます。以上でございます。

【野川部会長】 使用者、船主側もそれでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

本日の専門部会では、結論に至らなかったことから、さらに話し合いをしたほうがよりよい結論が得られるだろうということで、今後、労使双方で話を詰めていただいた上で、再度、専門部会を開催して結論を得るということにしたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【野川部会長】 次回の専門部会までには、それなりに時間がございます。これはいつも私が申し上げていることですが、この審議会は労使委員が主体となって進めているものでございます。通常このように法律上決められた何らかの金額等を決めるという

のは、公益に当たるような委員が集まって決めることが多いのですが、この最低賃金、陸上もそうですが、労使が合意をすれば、それが尊重されて、ほぼそのまま最低賃金になると。このように民間の労使が法律上の様々な事柄について、イニシアチブを取って決めるというシステムは、これはILOの伝統的なシステムでございまして、100年以上続く大変貴重なものであるというふうに思っております。

これが有効に進みませんと、また、このような時代ですから、最低賃金も別に労使の意見は水面下で聞いて、この審議会では公益委員だけで構成して、公益委員がトップダウンで決めればいいではないかということになりかねません。

そのようなことにならないためにも、ぜひ次の専門部会までの間にも労使の間で十分に腹を割って話し合いをしていただいて、次回の専門部会では、労使の合意によって、その額が決まるという形を成果として見せていただきたいと存じますので、どうぞご協力のほど、よろしくお願いをいたします。

それでは、ありがとうございます。これで本日の予定された議事は終了いたしました。事務局からお願いいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 次回の専門部会の日程でございしますが、10月22日水曜日の13時30分から、本日と同じ中央合同庁舎3号館11階特別会議室を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

【野川部会長】 それでは、漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会を閉会いたします。本日は、お忙しいところご参集を賜り、ありがとうございます。

— 了 —